

第1 関連資料あり事案に係る訂正処理基準・要領

1 訂正処理基準

(1) 訂正処理基準該当要件

申立期間の全てが国民年金に関わる事案であって、次のアからエまでのいずれかの要件に該当する事案であること((2)に該当する事案を除く。)

ア 申立期間の全てに対応する国民年金保険料の口座振替記録がある預貯金通帳又は金融機関の出金記録がある場合

この場合、申立人の属する世帯に申立人以外の国民年金被保険者がいるときは、当該申立人以外の国民年金被保険者分の国民年金保険料額も含めた額が記載されていること

イ 申立期間の全てに対応する確定申告書(控)があり、次の全ての要件に該当する場合

(ア) 全ての確定申告書(控)が、申立期間当時に作成されたものと認められること。具体的には、

i 提出された確定申告書(控)が、申告の対象となる年が印字された税務署所定の様式であること

ii 加筆修正の形跡など、明らかに申立期間当時に作成されたものと認められない事由がないこと

(イ) 全ての確定申告書(控)の社会保険料控除欄に「国民年金」との記載があり、記載されている金額が実際に必要となる金額と一致していること

ただし、申立期間の国民年金保険料額の1か月分以内で確定申告書(控)に記載されている「国民年金」の支払保険料額が超過している場合は、一致しているものとして取り扱うこと

この場合、申立人の属する世帯に申立人以外の国民年金被保険者がいる場合は、当該申立人以外の国民年金被保険者分の国民年金保険料額も含めた額が記載されていること

ウ 申立期間の全てに対応する家計簿があり、次の全ての要件に該当する場合

(ア) 提出された家計簿について、申立期間当時に作成されたものと認められること。具体的には、

i 申立期間を含み1年以上の家計簿が現存すること

ii 外見の経年劣化や他の品目の価格等により、申立期間当時に作成されたものと認められること

iii 加筆修正の形跡など、明らかに申立期間当時に作成されたものと認められない事由がないこと

(イ) 家計簿に記載されている金額が実際に必要となる金額と一致していること

ただし、申立期間の国民年金保険料額の1か月分以内で家計簿に記載されている金額が超過している場合は、一致しているものとして取り扱うこと

この場合、申立人の属する世帯に申立人以外の国民年金被保険者がいるときは、当該申立人以外の国民年金被保険者分の国民年金保険料額も含めた額が記載されていること

エ 未納・未加入期間に対する保険料納付の申立てであって、申立人が申立期間の全てについて、次の全ての要件を満たす納付組織の預り証(納付組織等の代表者等が発行した保険料を領収した仮領収書など)を所持している場合

(ア) 納付組織の代表者等の領収印が押印されていること

(イ) 申立人の氏名がフルネームで記載されていること

(ウ) 金額の記載がある場合には、申立期間に納付すべき制度上の国民年金保険料と一致していること

(エ) 預り証の記載内容と申立内容に矛盾がないこと、具体的には、

i 預り証については、事後的に手が加えられていない等、申立期間の当時に作成され、使用し

ていたものと認められること

- ii 預り証に係る納付組織が存在し、申立期間において国民年金保険料の収納を行っていたと認められること

(2) 訂正処理基準不該当要件

次のアからウまでのいずれかの要件に該当する場合は、(1)の要件に該当するものではないこと。

ア 平成9年1月以降の納付に係る申立てである場合

イ 制度及び記録等により、納付を行うことが困難な状況にあったと確認される次の(ア)から(オ)までのいずれかの要件に該当する場合

(ア) 社会保険オンラインシステムの被保険者原簿、被保険者台帳又は被保険者名簿その他の記録において、申立人が納付したと主張する時期において、申立期間の全部又は一部が未加入期間として管理されていたことが確認できる場合((1)のエに該当する場合を除く。)

(イ) 申立人が納付したと主張する時期((1)のエに該当する場合であって、預り証に領収日の記載がある場合はその日。)において、申立期間の一部又は全部の保険料が時効により納付することができない場合

(ウ) 任意加入被保険者期間の申立てであって、申立人が納付したと主張する申立期間が、手帳記号番号払出簿による国民年金手帳記号番号(以下「手番」という。)払出日の前の期間である場合

(エ) 申立人が市町村で納付したと主張する時期が、当該市町村に転入届が提出されるよりも前の時期である場合

(オ) その他納付することが困難な状況にあったと確認される場合、例えば次の i からivまでのいずれかに該当する場合が考えられる。

i (ア)から(エ)までに該当しないものであって、申立期間について納付書が発行されていないと考えられる場合((1)のエに該当する場合を除く。)

ii 納付したと主張する時期において免除の記録がある場合

iii 申立期間当時の運用上、納付できない方法や納付できない場所で納付したと主張している場合(口座振替制度開始前に口座振替で納付したと主張している場合等。)

iv 20歳到達前の期間や昭和61年3月以前に日本国外に居住していたなど、制度上国民年金の被保険者となり得ない期間に係る保険料の納付を申立てしている場合

ウ 申立期間の納付について、後日資格喪失その他の原因により還付されたことが確認できる場合

(3) 年金事務所段階における訂正処理対象外要件

既に厚生労働大臣又は総務大臣から年金記録の全部又は一部の訂正をしない旨の決定又は意見が出されている事案についての申立てである場合は、年金事務所段階における記録訂正の対象外であること。

2 訂正処理要領

関連資料に基づき納付していたものと認定される申立期間が国民年金原簿に被保険者であったと記録されていない場合は、当該保険料納付事実の認定によって、その期間中は国民年金被保険者の資格が記載されていたと推定すること。

第2 関連資料なし事案に係る訂正処理基準・要領

1 訂正処理基準

(1) 訂正処理基準該当要件

申立期間の全てが国民年金に関わる事案であって、次のアからオまでのいずれかの要件に該当する事案であること((2)に該当する事案を除く。)

ア 1年以下の未納期間に対する現年度の保険料納付に係る事案であって、次の全ての要件に該当する場合

(ア) 申立期間が1つの事案であること

(イ) 申立期間以外の国民年金加入期間の全てについて未納がないこと

(ウ) 次のいずれかの納付を認める積極的な事情が存在すること

ただし、次の i から iii までの納付済みの記録については、特例納付又は過年度納付によるものと確認されないこと

i 申立期間と同期間において配偶者〔国民年金に加入する配偶者がいない場合には国民年金に加入する全ての同居親族(2親等以内の者に限る。以下この章において同じ。))〕が納付済み(第3号被保険者期間を除く。)であること

ii 申立期間に引き続く前後の期間が、いずれも厚生年金保険の被保険者期間又は共済組合の組合員若しくは加入員の期間ではなく、国民年金の被保険者期間であり、かつ、国民年金の期間については保険料納付済期間(第3号被保険者期間を除く。)であること

iii 申立期間の前又は後に連続する国民年金の加入期間が、当初は未納期間であったが、当該期間に係る領収書又は被保険者名簿の納付記録等により、年金事務所等(年金事務所(旧社会保険事務所等を含む。))及び事務センター(旧社会保険事務局を含む。)をいう。以下同じ。)において納付記録が納付済みに訂正された経緯があること

イ 現年度・過年度納付を問わず、1年以下の未納期間に対する保険料納付に係る事案であって、次の全ての要件に該当する場合(アに該当する場合を除く。)

(ア) 申立期間が1つの事案であること

(イ) 申立期間以外の国民年金加入期間の全てについて未納がないこと

(ウ) 申立期間に引き続く前後の期間が、いずれも厚生年金保険の被保険者期間又は共済組合の組合員若しくは加入員の期間ではなく、国民年金の被保険者期間であり、かつ、国民年金の期間については保険料納付済期間(第3号被保険者期間を除く。)であること

ウ 現年度・過年度納付を問わず、2年以下の未納期間に対する保険料納付に係る事案であって、次の全ての要件に該当する場合(ア又はイに該当する場合を除く。)

(ア) 申立期間が1つの事案であること

(イ) 申立期間以外の国民年金加入期間の全てについて未納がないこと

(ウ) 申立期間に引き続く前後の期間が、いずれも厚生年金保険の被保険者期間又は共済組合の組合員若しくは加入員の期間ではなく、国民年金の被保険者期間であり、かつ、国民年金の期間については保険料納付済期間(第3号被保険者期間を除く。)であること

(エ) 申立期間と同期間において配偶者又は同居親族のいずれかが国民年金に加入しており、かつ、納付済み(第3号被保険者期間を除く。)であること

エ 未納期間に対する過年度の保険料納付に係る事案であって、次の全ての要件に該当する場合(アからウのいずれかに該当する場合を除く。)

(ア) 申立期間が1つの事案であること

(イ) 申立期間以外の国民年金加入期間の全てについて未納がないこと

- (ウ) 申立期間が手番払出日前の期間であり、かつ、当該払出日において、申立期間の全てについて過年度納付が可能であったこと
- (エ) 手番払出日において過年度納付ができる期間のうち、一部の期間については、保険料納付済期間と記録されていること
- オ 現年度・過年度納付を問わず、未納期間に対する保険料納付に係る事案であって、次の全ての要件に該当する場合(アからエのいずれかに該当する場合を除く。)
- (ア) 申立期間が2つ以内の事案であること
- (イ) 申立期間の合計が2年以内の事案であること
- (ウ) 申立期間の全てについて、同居親族全員が納付済みと記録されていること
- (エ) 申立期間以外の納付済みと記録されている期間のうち、納付日が確認できる期間の中に、その納付日が、申立期間が納付済みとなっている同居親族と同一日になっているものがあること

(2) 訂正処理基準不該当要件

次のアからキまでのいずれかの要件に該当する場合は、(1)の要件に該当するものではないこと。

- ア 平成9年1月以降の納付に係る申立てである場合
- イ 特例納付に係る申立てである場合
- ウ 制度及び記録等により、納付を行うことが困難な状況にあったと確認される次の(ア)から(オ)までのいずれかの要件に該当する場合
 - (ア) 社会保険オンラインシステムの被保険者原簿、被保険者台帳又は被保険者名簿その他の記録において、申立人が納付したと主張する時期において、申立期間の全部又は一部が未加入期間として管理されていたことが確認できる場合
 - (イ) 申立人が納付したと主張する時期において、申立期間の一部又は全部の保険料が時効により納付することができない場合
 - (ウ) 任意加入被保険者期間の申立ての場合であって、申立人が納付したと主張する申立期間が、手帳記号番号払出簿による手番払出日の前の期間である場合
 - (エ) 申立人が市町村で納付したと主張する時期が、当該市町村に転入届が提出されるよりも前の時期である場合
 - (オ) その他納付することが困難な状況にあったと確認される場合、例えば次の i から vi までのいずれかに該当する場合が考えられる。
 - i (ア)から(エ)までに該当しない場合であって、申立期間について納付書が発行されていないと考えられる場合
 - ii 納付したと主張する時期において免除の記録がある場合
 - iii 申立期間当時の運用上、納付できない方法や納付できない場所で納付したと主張している場合(口座振替制度開始前に口座振替で納付したと主張している場合等。)
 - iv 過年度の国民年金保険料を市町村に納付したと主張しているもの
 - v 過年度の国民年金保険料を納付書によらない方法で納付したと主張しているもの
 - vi 20 歳到達前の期間や昭和 61 年3月以前に日本国外に居住していたなど、制度上国民年金の被保険者となり得ない期間に係る保険料の納付を申立てしている場合
- エ 申立ての内容が記録や関連資料により確認できる状況と矛盾する場合((1)のアに該当する場合を除く。)、例えば次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合が考えられる。
 - (ア) 申立期間の保険料につき、配偶者又は同居親族のいずれかの者の保険料と併せて納付したと主張している場合であって、申立人が納付を行ったとされる者の年金記録においても、当該期間については全部又は一部が保険料納付済期間以外の期間として記録されているもの
 - (イ) 現年度において申立人は3か月に1度定期的に納付していたと主張している場合であって、年

金記録において確認できる納付状況は、前納や過年度納付など不規則な納付であったことが記録されているもの

オ 申立人自身((1)のオに該当する場合は、申立人自身又は生存中の同居親族とする。)が申立期間の納付を行っていない場合((1)のアに該当する場合を除く。)

カ 申立期間を納付したことについて、納付時期や納付場所を全く憶えていないなど具体性に欠ける申立てである場合((1)のアに該当する場合を除く。)

キ 申立期間の納付について、後日資格喪失その他の原因により還付されたことが確認できる場合

(3) 年金事務所段階における訂正処理対象外要件

既に厚生労働大臣又は総務大臣から年金記録の全部又は一部の訂正をしない旨の決定又は意見が出されている事案についての申立てである場合は、年金事務所段階における記録訂正の対象外であること。

2 訂正処理要領

申立期間に対応する確定申告書(控)、家計簿、口座振替記録がある預貯金通帳若しくは金融機関の出金記録又は預り証等のいずれかの資料の提出があり、「第1 関連資料がある事案に係る訂正処理基準」において、年金事務所段階における訂正処理に必要な要件に該当しなかった場合は、1の(1)の要件に該当するものではないこと。